

Ⅳ 二次募集

第1 募集・出願

1 二次募集を行う学科（学系・コース）

欠員が、定員の10%以上である学科（学系・コース）で実施する。ただし、欠員が定員の10%未満でも、学校の判断で実施することができる。

なお、杜陵高等学校は二次募集を行わない。

2 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

(1) 平成30年度岩手県立高等学校一般入学者選抜（定時制課程成人枠含む）又は連携型入学者選抜、若しくは盛岡市立高等学校一般入学者選抜を受検し、合格しなかった者

(2) やむを得ない事情で、平成30年度岩手県立高等学校一般入学者選抜（定時制課程成人枠含む）又は連携型入学者選抜、若しくは盛岡市立高等学校一般入学者選抜を受検しなかった者

3 募集人数

定員から入学者選抜合格者数（推薦・連携型入学者選抜も含む）を減じた人数とする。

なお、二次募集を行う高等学校（課程・学科等）、二次募集人数及び検査内容は、平成30年3月15日（木）の入学者選抜合格者発表後に岩手県教育委員会が発表する。

4 通学区域

(1) 県内から志願する場合

県内志願者は、「岩手県立高等学校の通学区域に関する規則」第4条(4)（P.32）により、通学区域の制限を受けない。

(2) 県外から志願する場合

県外志願者は、「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」（P.35～P.37）又は「X 特別入学志願者取扱要領」第2の「2 通学区域」（P.29）による。

5 出願制限

(1) 「Ⅱ 一般入学者選抜」の第1の4（P.5）に準ずる。

なお、一般入学者選抜（定時制課程成人枠）を受検した者は全日制課程への出願はできない。

(2) 特別な事由により、既に岩手県立高等学校又は盛岡市立高等学校に合格した者が二次募集を行う学校に志願する場合は、合格先高等学校長から合格を取り消すことについて、承認を得なければ出願できない。

なお、この場合、合格先高等学校長は高校教育課長と協議を行うものとする。

6 出願期間

(1) 期 間 平成30年3月16日（金）～3月20日（火）（ただし、休日を除く）

(2) 受付時間 午前9時～午後4時

ただし、3月20日（火）は、午前9時～正午とする。（必着）

7 出願手続とその処理

(1) 県教育委員会の事務処理

県教育委員会は、二次募集を行う高等学校（課程・学科等）、二次募集人数及び検査内容を各高等学校長及び各教育事務所長あて3月15日（木）中に通知する。これにより各教育事務所長は、直ちに管内の各中学校長に通知する。

(2) 志願者の手続

次の書類を中学校長の指定する期日までに、中学校長あて提出する。

なお、学校教育法施行規則第95条該当者は直接志願先高等学校長に提出する。

- ア 入学願書（一般入学願書と同じもの）を新規に作成する。A票・C票には何も記入しないこと。
ただし、平成30年度岩手県立高等学校入学者選抜に出願手続きをしなかった者については、A票（岩手県収入証紙貼付）も作成すること。この場合の入学選考料免除申請は、「Ⅱ 一般入学者選抜」の第1の6出願手続（2）エ（P.6）に準ずる。
- イ 旧受検票の写し（平成30年度岩手県立高等学校一般入学者選抜、連携型入学者選抜、盛岡市立高等学校一般入学者選抜を受検した際に使用したもの）
- ウ 合格先高等学校長の合格取消承認書（様式任意）
特別な事由により、既に岩手県立高等学校入学者選抜又は盛岡市立高等学校入学者選抜において合格した者が、二次募集を志願する場合は、添付すること。

(3) 中学校長の処理事項

- ア 中学校長は、志願者に係る次の書類を作成し、上記(2)の書類と併せ、志願先高等学校長に提出する。
 - (ア) 志願者名簿（様式3）
 - (イ) 調査書（様式1）（同一校を再志願する場合は不要）
 - (ウ) 健康診断票の写し
体育科、体育コース、体育学系、スポーツ健康科学学系の志願者については、健康診断票の写しを添付する。（同一校の同一学科（学系・コース）を再志願する場合は不要）
なお、体育科、体育コース、体育学系、スポーツ健康科学学系の志願者で、中学校卒業者及び定期健康診断以後において健康状態が著しく変わった者については、平成29年12月以降の健康診断による診断書を添付する。
 - (エ) 適性検査実施選択調査票（様式適-1）
不来方高等学校芸術学系音楽コースの志願者については、「適性検査実技選択調査票」を添付する。
 - (オ) 入学選考料免除申請に係る書類
新たに申請する者は、「入学選考料免除申請書（様式免-1）、必要書類（様式免-2、様式免-3、様式免-4及び必要書類）」を添付する。
なお、様式免-2は申請理由が様式免-1におけるエに該当する者のみ提出することとし、減少率計算の結果が0.6以上となる場合は申請できないこと。
 - (カ) 特別受検願（様式5）
病気や視覚、聴覚、その他身体等に障がいがあるために、通常の受検に支障を生じるおそれがあり、受検に特別な配慮が必要な場合には、「特別受検願」を提出する。
- イ やむを得ず一般入学者選抜を受検しなかった者で、二次募集に志願する場合は、中学校長が、一般入学者選抜を受検しなかった理由書等（様式任意）を志願先高等学校長に提出する。
- ウ 特別な事由により、合格を辞退し、他校の二次募集を志願する場合は、中学校長がその事由等について教育事務所長と協議するものとする。
なお、この場合、当該教育事務所長は高校教育課長と協議を行うものとする。

(4) 高等学校長の処理事項

- ア 志願先高等学校長は、受け取った入学願書について「入学願書受取票」（様式7-1）及び受検票を各中学校長あて交付する。
- イ 志願先高等学校長は、二次募集志願者の一般入学者選抜学力検査の成績を参考にする場合、一

般入学者選抜を受検した高等学校長に「学力検査成績通知書」(様式10)の送付を依頼し(様式任意)、依頼を受けた高等学校長は、「学力検査成績通知書」を送付する。

ウ 入学選考料免除申請書(様式免-1)の提出があった場合の処理事項は、「Ⅱ 一般入学者選抜」第1の6出願手続(5)ア、イ(P.8)に準ずる。

第2 選 抜

1 検査内容

- (1) 調査書、面接
- (2) 小論文又は作文

※ この他に学校、学科(学系・コース)によって、学力検査及び適性検査を実施することができる。
なお、学力検査を実施する場合には、教科数を減ずることができるものとする。

2 日程等

- (1) 検査期日 平成30年3月23日(金)
- (2) 集合時刻 午前8時30分
※ 検査の日程については、実施校ごとに校長が定める。
- (3) 検査場 志願先高等学校(本校又は分校)
- (4) 実施内容 実施校ごとに校長が定める。
- (5) 受検者携行品 受検票、上履き、その他志願先高等学校から指示されたもの。
※ 携帯電話等は検査場(校地内)に持ち込まないこと。

3 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、各高等学校において学校、学科(学系・コース)の特色に配慮しながら、その教育において必要とされる能力・適性等を総合的に判定して行う。
- (2) 実施校は、選考にあたって、一般入学者選抜の学力検査の成績も参考にすることができる。
- (3) 調査書、面接、小論文又は作文(さらに、学力検査、適性検査を実施する場合には、それらも含む)の配点については、実施校ごとに校長が定める。
- (4) 不正行為や検査場(校地内)への携帯電話等の持ち込みがあった場合には、不合格とする。

4 合格者の発表

3月27日(火)午後3時、志願先高等学校(本校または分校)において受検番号により発表する。

5 合格者の通知

高等学校長は、中学校長あて「選考結果通知書」(様式8)及び「合格通知書」(様式9)を速やかに送付する。

6 検査の得点の口頭による開示請求

- (1) 開示する内容
調査書の換算合計点、面接の得点、小論文又は作文の得点
(学力検査、適性検査の実施校は、学力検査の教科別得点及び合計点と適性検査の得点)
- (2) その他の開示請求の手続き等は「Ⅱ 一般入学者選抜」の第2 選抜の「7 学力検査等の得点の口頭による開示請求」(P.12)に準ずる。

第3 そ の 他

指導要録抄本等の送付

中学校長は、進学した生徒について、当該生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、進学後30日以内に進学先高等学校長に送付する。